

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年5月23日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究課題 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。

二 成果公開 （略）

三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。

四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。

（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）

(1) 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）の研究課題の研究代表者

(2)～(4) （略）

五 推薦者 （略）

六 審査協力者 （略）

七 審査意見書 （略）

八 評価協力者 基盤研究（S）及び学術創成研究費の中間評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査（事前評価）

二 中間評価

三 事後評価

（評価の時期）

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。

二 中間評価 第3章に定める時期に行う。（基盤研究（S）の研究課題及び学術創成研究費の研究課題に限る。）

三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。（基盤研究（S）の研究課題及び学術創成研究費の研究課題に限る。）

（評価の方法）

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査協力者、評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
 - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
 - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
 - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
 - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
 - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - 緊密な共同研究を行う関係
 - (例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
- 二 研究成果公開促進費の場合 (略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 中間評価の結果の開示及び公表は、第16条に定めるとおりとする。
- 3 事後評価の結果の開示及び公表は、第19条に定めるとおりとする。
- 4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）（略）

第3章 中間評価

（中間評価の実施体制）

第14条 中間評価の実施体制は次のとおりとする。

一 基盤研究（S）

基盤研究（S）評価部会及び当該部会に置く4小委員会において実施する。

二 学術創成研究費（略）

（中間評価の方法）

第15条 中間評価は、対象となる研究課題の研究の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 基盤研究（S）

(1) 中間評価の時期及び方法

研究課題の研究期間の3年度目に行う。

中間評価は、総合・新領域、人文社会、理工、生物の各系小委員会（以下「小委員会」という。）において、原則として書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

中間評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

中間評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行うことができる。

(2) 中間評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書、実績報告書（収支決算報告書）等）に基づき、中間評価意見書を作成する。

評価分担委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び中間評価意見書に基づき、中間評価コメント票を作成する。

小委員会においては、研究進捗状況報告書、関係書類、中間評価意見書及び中間評価コメント票に基づき評価を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

小委員会において説明者が質問事項への回答等を行うとともに、意見交換等を行う。小委員会に属する委員及び評価協力者は中間評価ヒアリング評価票を作成し、評価を行う。

実施者 小委員会に属する委員及び必要に応じて評価協力者

時間配分の目安

ア 研究代表者等から質問事項への回答等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

イ 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

ウ 審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5分

説明者 研究代表者及び研究分担者 2名以内

説明資料

研究進捗状況報告書等に基づき説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地へ赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに、研究現場を視察し、意見交換等を行う。調査者は、その結果を中間評価現地調査報告書にまとめ、小委員会に報告する。

調査者 評価分担委員及び必要に応じて評価協力者
調査期間 1日
調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
説明者 研究代表者及び研究分担者

〔合議の進め方〕

小委員会は、書面並びに必要に応じて行われるヒアリング及び現地調査の結果に基づき、「(3) 中間評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 中間評価基準」により中間評価案を作成し、部会に諮る。

部会は、小委員会の中間評価案に基づき、「(3) 中間評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 中間評価基準」により合議を行い、中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 中間評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 中間評価に当たっての着目点等

中間評価に当たっての着目点

- ア これまでの研究経過について
 - ・これまでの研究の進捗状況はどうか。
- イ これまでの研究成果について
 - ・研究成果の学術的価値はどうか。
 - ・研究成果の関連分野への波及性はどうか。
- ウ 今後の研究計画・方法について
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。
 - ・今後の研究計画・方法による当初の研究目的の達成可能性はどうか。
- エ 研究経費の使用状況について
 - ・研究経費が適切に使用されているかどうか。

中間評価基準

区 分	評 価 基 準
A +	研究の更なる発展が期待でき、より一層の推進を期待する
A	概ね順調に研究成果を上げつつあり、現行のまま推進すればよい
B	当初の計画よりも研究の進捗が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	現状において研究成果が期待できず、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 学術創成研究費（略）

（中間評価結果の開示等）

第16条 中間評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第17条 事後評価の実施体制は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

基盤研究(S)評価部会及び当該部会に置く4小委員会において実施する。

二 学術創成研究費 (略)

(事後評価の方法)

第18条 事後評価は、対象となる研究課題の研究の目的達成度を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

(1) 事後評価の時期及び方法

第4条第3号の規定にかかわらず、基盤研究(S)の研究課題を廃止しつつ、継続的に当該研究を行おうとするため、同一の研究代表者の「研究計画最終年度前年度の応募課題」(特別推進研究の研究課題を除く。)が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

事後評価は、総合・新領域、人文社会、理工、生物の各系小委員会(以下「小委員会」という。)において、原則として書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

事後評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において、中心的役割を担う。

(2) 事後評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

評価協力者は、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書、実績報告書(収支決算報告書)、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果等)に基づき、事後評価意見書を作成する。

評価分担委員は、研究終了報告書、関係書類及び事後評価意見書に基づき、事後評価コメント票を作成する。

小委員会においては、研究終了報告書、関係書類、事後評価意見書及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

小委員会において説明者が質問事項への回答等を行うとともに、意見交換等を行う。小委員会に属する委員及び評価協力者は事後評価ヒアリング評価票を作成し、評価を行う。

実施者 小委員会に属する委員及び必要に応じて評価協力者

時間配分の目安

ア 研究代表者等から質問事項への回答等 10分

イ 質疑応答 10分

ウ 審議 5分

説明者 研究代表者及び研究分担者 2名以内

説明資料

研究終了報告書等に基づき説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地へ赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに、研究現場を視察し、意見交換等を行う。調査者は、その結果を事後評価現地調査報告書にまとめ、小委員会に報告する。

調査者 評価分担委員及び必要に応じて評価協力者
調査期間 1日
調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
説明者 研究代表者及び研究分担者

〔合議の進め方〕

小委員会は、書面並びに必要に応じて行われるヒアリング及び現地調査の結果に基づき、「(3) 事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 事後評価基準」により事後評価案を作成し、部会に諮る。

部会は、小委員会の事後評価案に基づき、「(3) 事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 事後評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 事後評価に当たっての着目点等

事後評価に当たっての着目点

ア 研究目的の達成度について

イ 研究成果について

- ・研究成果の学術的価値はどうか。
- ・研究成果の関連分野への波及性はどうか。

ウ 研究経費の使用状況について

- ・研究経費が適切に使用されたかどうか。

事後評価基準

区 分	評 価 基 準
A +	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

二 学術創成研究費（略）

（事後評価結果の開示等）

第19条 事後評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

別 添

・別添1～別添8 （略）